

大田区における SDGs推進のための基本方針



令和4年3月
大田区

1 SDGsとは

SDGs(Sustainable Development Goals)とは、平成27年(2015年)9月開催の国連サミットにおいて全会一致で採択された、2030年までに達成すべき国際目標であり、先進国を含む国際社会共通の目標として、持続可能な世界を実現するための包括的な17のゴールと169のターゲット(資料編を参照)で構成されています。

これらのゴール・ターゲットは、国家レベルのみならず、産業界や一般市民などの多様な主体が一丸となって連携・協力しなければ達成することが困難であることから、市民生活に最も密着し、地域の歴史・文化や社会・経済などの実態に即した、実効性の高い施策を推進する自治体行政の責任と役割が重要視されています。

2 国内の状況

経済のグローバル化が進み、気候変動や大規模自然災害、パンデミックといった地球規模の課題が多発する中、世界各国が「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むため、その達成に向けて政府や民間セクター等のあらゆるステークホルダー(利害関係者)が役割を担うことが重要です。

我が国においては、平成28年(2016年)12月、今後の日本の取組の指針となる「SDGs実施指針」を策定しました。この実施指針では、以下の8つの優先課題を掲げています。

- ① あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現
- ② 健康・長寿の達成
- ③ 成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション
- ④ 持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備
- ⑤ 省・再生可能エネルギー、防災・気候変動対策、循環型社会
- ⑥ 生物多様性、森林、海洋等の環境の保全
- ⑦ 平和と安全・安心社会の実現
- ⑧ SDGs実施推進の体制と手段

一方、新型コロナウイルス感染症の拡大は、世界の人々の生命、生活、尊厳に対する脅威となっており、SDGsの達成に向けた取組に遅れが生じることが大きく懸念されています。

そのため、令和2年12月に策定された「SDGsアクションプラン2021」では、

- ① 感染症対策と次なる危機への備え
- ② よりよい復興に向けたビジネスとイノベーションを通じた成長戦略
- ③ SDGsを原動力とした地方創生、経済と環境の好循環の創出
- ④ 一人ひとりの可能性の発揮と絆の強化を通じた行動の加速

という4つの重点事項を掲げ、SDGsの達成に向けた取組の実施・国際協力を加速化することとしています。

また、日本国内の各地域では、人口減少や超高齢化、地域経済の縮小などの課題が生じており、SDGsはこうした地域の課題を解決するための原動力となるものであることから、地方自治体もステークホルダーの一員として、積極的に17のゴール達成に向けた取組を推進することが求められています。

3 本方針の目的

本方針は、区が国際社会の一員として、積極的にSDGsの達成に寄与するための基本的な考え方、方向性を示すことを目的とします。

職員一人ひとりが本方針に沿って、SDGsに対する理解を深め、自らの業務とSDGsのゴール・ターゲットとの関連性を考え、よりグローバルで包摂的な視点の下で政策を立案・実行するよう努め、SDGsの達成を目指すこととします。

4 基本的な考え方

区は、全庁的にSDGsに取り組むことを示すため、「新おおた重点プログラム」においてSDGsの推進を掲げ、施策と事業それぞれについて、17ゴールとの紐づけを行いました。

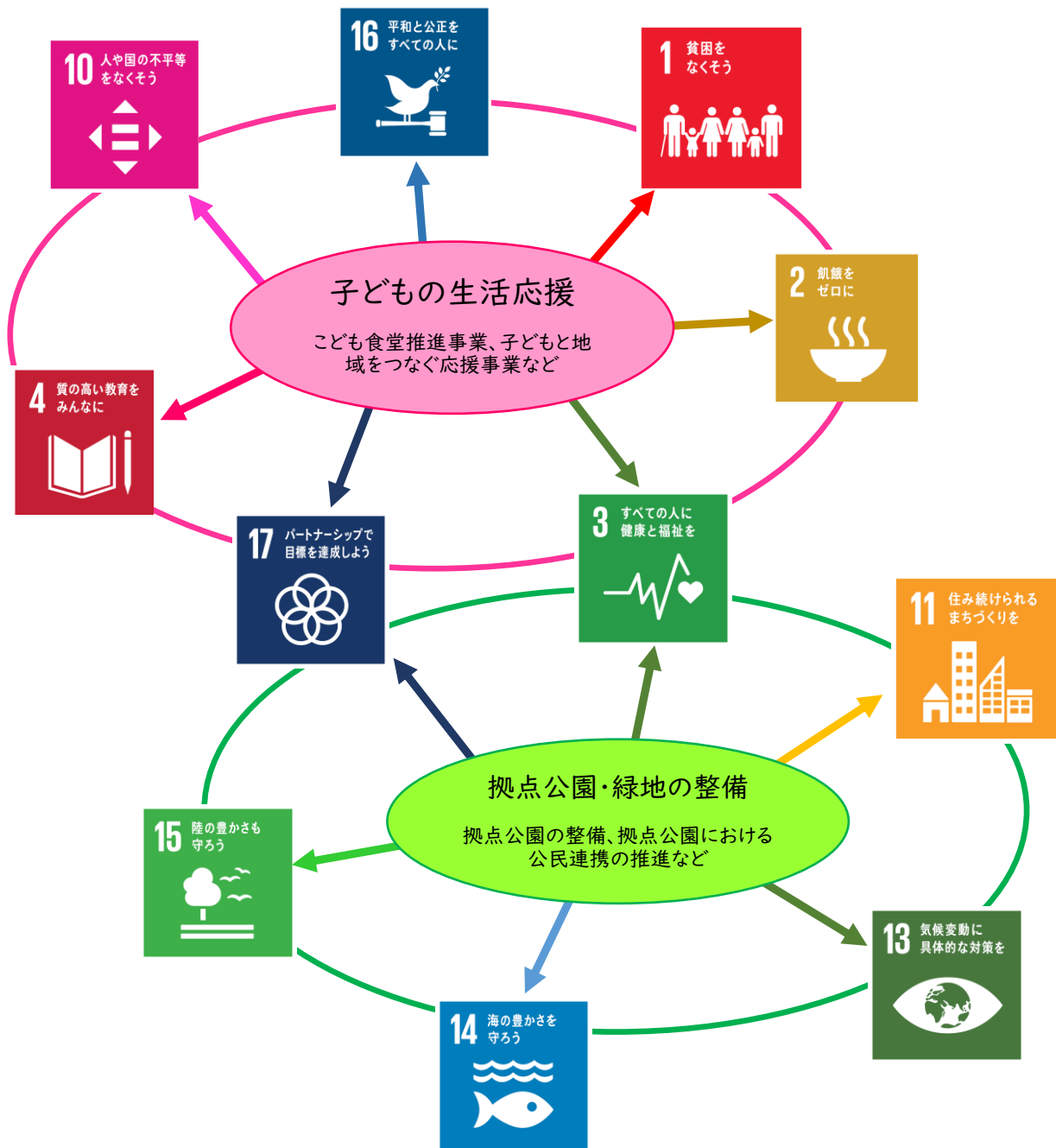
同プログラムのみならず、区政のあらゆる分野の施策・事業は、SDGsのいずれかのゴールの実現に関連・寄与するものであり、区は目標年次である2030年に向けて、17ゴール達成のための取組を意識的に推進し、誰一人取り残さない持続可能なまちづくりを進めます。

5 SDGsの推進にあたり留意すること

地域の持続的な発展を成し遂げるためには、公平・公正で豊かな社会、人々が健康でいきいきと暮らす社会が必要であり、そのような社会を維持するためには、安全な水や食料、人々の生活や経済活動に必要な天然資源などを確保できるような環境を守り、しっかりとした土台を保つ必要があります。そのため、取組の推進にあたっては、「経済・社会・環境」の三側面の調和を図ることが重要です。例えば、里山を開発してホテルを建設すれば、新たな雇用が生まれ地域経済も潤いますが、その土地ならではの貴重な緑や生態系は失われてしまいます。

図1で示すように、一つの施策を推進することにより、複数の関連するゴールの達成に寄与することができるという、相乗効果を得られることがある一方で、例えば『新たなサービスを提供することで二酸化炭素排出量が増える』というマイナスの作用が生じるケースもあることから、政策立案や事業の構築・実施に際しては17のゴール・169のターゲット全体を俯瞰し、幅広い視点とバランス感覚を持って取り組み、「経済・社会・環境」の三側面の調和、経済的価値と社会的価値の両立を目指すことが重要です。

【図1 SDGsの達成に向けた取組と17ゴールとの相関の例】



★ 留意すべきポイント

17のゴールとの紐づけに迷ったときには、より具体化された169のターゲットが参考になります。(資料編を参照)

ターゲットには目標年次や対象、実施手段などが示されており、紐づけに用いるだけでなく、施策や事業を構築するためのヒントを得ることができます。

6 区の実践の方向性

(1) SDGsに関する理解促進

全庁的にSDGs達成に向けた取組を推進するためには、職員一人ひとりがSDGsに関する理解を深め、区民や事業者等に対しても積極的に意識啓発を行う必要があります。そのため、区は職員研修などの機会を活用し、職員のSDGsに関する理解促進を図ることとし、職員もSDGsを自分事として捉え、自主的な学びを心掛けながら、自らの業務とSDGsの関連について理解を深めた上で業務に取り組むこととします。

(2) 個別計画等におけるSDGsの推進

各部局において個別計画、方針、指針、ガイドライン等を策定・改定する際は、SDGsの要素を最大限反映し、ローカル目標の設定や17ゴールとの紐づけ等を通じて、SDGsの達成を意識しながら「経済・社会・環境」の三側面が調和した施策や事業を推進します。また、計画の進捗や成果を図るための指標に「ローカルSDGs指標」(資料編を参照)を用いることで、区のSDGsの実践結果を可視化します。

(3) 区民、事業者等へのSDGsの普及啓発

SDGsの意義や必要性、区の実践等について、区民や事業者等に分かりやすく伝え、理解を深めてもらうよう、SDGsに関連付けて事業を実施する、事業で使用するチラシやパンフレット、ポスター等にSDGsの説明やアイコンを掲載するなど、創意工夫して普及啓発を行います。

(4) 多様な主体との連携

誰一人取り残さない持続可能なまちをつくるためには、区の実践のみでは十分でなく、区民や事業者、地域団体、教育機関など、多様な主体との連携が必要不可欠です。区は、「大田区公民連携基本指針」(平成31年1月策定、令和4年1月改定)に基づき、あらゆる機会を活用して、SDGsに関する情報発信や区の実践に対する取組姿勢のアピールなどを行い、大田区全体でSDGsに取り組む機運を醸成し、多様な主体との連携によりSDGsの達成を目指します。

